

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月からA所在のB会社の労働者として、その後、C所在のD会社等の事業主として、石油精製プラントにおける配管工事等に従事し、昭和〇年〇月〇日以降は、労災保険法第34条の規定に基づく中小事業主の特別加入者として、労働基準局長（現：労働局長）から承認を受けていた者である。
- 2 被災者は、少なくとも延べ〇年間、石綿ばく露作業に従事しており、平成〇年〇月〇日、労働局長から健康管理手帳（石綿）の交付を受け、じん肺健康診断を受けていた。その後、平成〇年〇月に経口摂取不良等によりE病院に入院し、同年〇月には意識障害が出現したことからF病院に救急搬送され、同年〇月〇日、入院先の同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「呼吸不全」、呼吸不全の原因「胸膜炎」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。なお、平成〇年〇月には胸水の貯留が確認されていた。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者は、貯留していた胸水の増悪により死亡したものと推認されるどころ、再審査請求代理人は、被災者の死亡原因は永年にわたり石綿ばく露業務に従事したことにより発症した良性石綿胸水である旨主張するので、以下検討する。
- (2) 石綿による疾患の認定基準については、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾患の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号及び平成25年10月1日付け基発1001第8号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。
- (3) 認定基準及びその策定に当たり開催された「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の報告書等においては、胸水は、石綿以外の様々な要因でも発症することから、胸水の貯留を石綿のばく露によるものであるとする、すなわち、貯留した胸水を良性石綿胸水であると診断するに際しては、石綿ばく露以外に胸水の原因がないことが要件の一つとされている。
- (4) 被災者の胸水に関する医学的意見をみると、石綿関連疾患に関する臨床等各分野の専門家によって構成された石綿確定診断委員会は、平成〇年〇月からの食道がんに対する化学放射線療法後の平成〇年〇月に撮影された胸部CTで両側胸水貯留と心嚢水を認め、その後の経過及び病理解剖所見から、胸水及び心嚢水の貯留は、食道がんの放射線治療に関連して発生したものと考えられると

している。さらに、認定基準において具体的な認定要件が定められておらず、良性石綿胸水の認定に当たっては、全事案厚生労働本省に協議することとされているところ、当該協議の結果として、被災者の胸水は、食道がんの放射線治療の影響が認められ、良性石綿胸水とは認められないとされている。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、被災者の病名を「良性石綿胸水」と診断し、同年〇月〇日付け意見書において「原因となるものが石綿以外にない」と意見しているところ、決定書理由に説示するとおり、意見の根拠とされる医証は具体的なものではないものと認められる。

- (5) 当審査会としては、胸水と併せ心嚢水の貯留も認められたことを踏まえると、胸水貯留（及び心嚢水貯留）を食道がんの放射線治療の影響が認められると結論付けた前記石綿確定診断委員会の意見及び厚生労働本省協議結果は医学的に妥当であって、被災者に貯留した胸水は認定基準が想定している良性石綿胸水とは認められず、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。